

8山北保環第288号
令和8年5月14日

ハジメリサイクル株式会社
代表取締役 谷口 雄樹 様

京都府山城北保健所長

条例手続の終了について（通知）

下記事業計画について、京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続に関する条例（平成26年京都府条例第15号）に基づく手続が終了しましたので、同条例第15条第1項の規定により通知します。

なお、同条例第3条第2項の規定により、この通知を受けた日から2年を経過したときには、この通知を受けなかったものとみなされます。

記

- 1 産業廃棄物処理施設設置等の目的
再生利用などが可能な石膏ボードを破碎し、石膏粉及び紙片に選別、石膏粉はボード原料として処理、販売するため、破碎施設を設置する。
- 2 産業廃棄物処理施設設置等を行おうとする場所
八幡市下奈良中ノ坪1番地5
- 3 産業廃棄物処理施設等の処理方式及び処理する産業廃棄物の種類
業種：産業廃棄物処分業（新規）
処理方式：破碎
処理する産業廃棄物の種類
①ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）
※特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。
- 4 事業計画書提出年月日
令和7年11月13日